

○国土交通省告示第七百七十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第一項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第七号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。